

旧宮城幼稚園活用事業 事業者公募要項 質疑応答集

※本質疑応答集は、事業者からの質問事項に関する回答を整理し、公表するものです。

Ｎｏ．１

大項目	3 活用上の制約等
ページ・項目	8 ページ (2) 構造上の制約
質疑内容	床をはつる工事は下記制約に該当すると思いますが、例外として認められる可能性はありますか。 「定期建物賃貸借契約の場合、主要構造部（壁、床、屋根等）の改修や撤去、構造に影響を与えるような構造物の設置を行うことはできません。」
回答	主要構造部の改修や撤去が必要となった場合は、個別に協議を行い、本市が設計図等により工事内容を確認し、建物の構造上その他管理上支障がないと判断した場合は例外として工事を認めます。

Ｎｏ．２

大項目	4 公募条件（定期建物賃貸借）
ページ・項目	11 ページ (9) 維持管理
質疑内容	既存のエアコン・床暖房・太陽光の修繕は下記③（市の負担）に該当しますか。 「③外壁や屋根、給排水設備等の大規模な改修については、市が安全上必要と判断した場合は、市の負担で行うものとします。」
回答	エアコン、床暖房及び太陽光発電設備の修繕が募集要項に定める「外壁や屋根、給排水設備等の大規模改修」に該当するかどうかは、設備の状況や工事内容等を踏まえて個別に判断します。その上で、本市が安全上必要と判断した大規模改修については、市の負担で実施する場合があります。 なお、実施の可否及び時期については、必要性や緊急性、予算措置等を踏まえて判断します。 また、原則として建物の引渡し時点の機能を超える改修は行いません。

No. 3

大項目	1 公募の概要
ページ・項目	4 ページ (4) 対象施設の概要
質疑内容	現在の建物の基本図一式を PDF でいただくことは可能でしょうか。事業計画を作成するにあたり、工事費の算出に現在の建築の仕様（構造・材質など）の情報が必要になります。
回答	PDF ファイルはございませんが、紙媒体の竣工図は保管しています。図面を閲覧していただき、事業計画書の作成に必要な部分について、本市が認めた範囲に限り、写真撮影していただくことが可能です。 なお、撮影した資料の取扱いについては、以下の条件によるものとします。 ・本公募に係る事業計画書作成の目的に限り使用すること。 ・第三者に提供しないこと。 ・提案終了後は適切に廃棄すること。

No. 4

大項目	1 公募の概要
ページ・項目	2 ページ (4) 対象施設の概要
質疑内容	付属建築物も含めた 8 棟すべての「建築確認申請書」及び「検査済証」はありますか。
回答	旧宮城幼稚園活用事業事業者公募要項 2 ページ、(4) 対象施設の概要に記載した建物番号①、②、③、④、⑥及び⑦については、建築確認申請ではなく計画通知書により手続きを行っており、確認済証、検査済証があります。 ただし、⑧については既存建物として計画通知書に入っていますが、大元の計画通知書はありません。⑤については当該計画通知の対象には含まれておりません。